

令和2年三重県議会定例会

予算に関する補助金等に係る資料  
(追加提案・その10)

令和2年8月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                         | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目 |       |     |       |
|----|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------|--|---|---|----------|------|-------|-----|-------|
|    |                                 |                                     |                   |  |   |   |          | 款    | 項     | 目   | 事業名   |
| 80 | 三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備事業補助金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る設備整備を行う医療機関等       | 1,862,763<br>(未定) | 新型コロナウイルス感染症対策に必要な設備を整備する経費等に対して補助する。        | (目的・理由)<br>新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を行い、感染拡大防止を図る。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱      | シビルミニマム<br>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                   | 薬務感染症対策課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 予防費 | 防疫対策費 |
| 81 | 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金             | 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために病床を確保した医療機関 | 8,601,448<br>(未定) | 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床の確保に要する経費に対して補助する。 | (目的・理由)<br>新型コロナウイルス感染症患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とする。<br><br>(根拠)<br>医療保健部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>新型コロナウイルス感染症患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的としており、県民の生命を守るための環境整備として公益性がある。 | 同上       | 同上   | 同上    | 同上  | 同上    |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |            |
|----|---------------|-------------------------------|-------------------|--|---|---|-------|------|-------|---------|------------|
|    |               |                               |                   |  |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 26 | 生活福祉資金貸付事業補助金 | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131 | 1,932,134<br>(未定) | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、無利子または低利子で資金の貸付事業を行う県社会福祉協議会に対し、事業の実施に要する経費の補助を行う。 | (目的・理由)<br>低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>低所得世帯等の経済的自立や生活意欲の向上等を図り、安定した生活を送れるよう支援するものであり、公益性がある。 | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 低所得者等援護対策費 |